

香川地方最低賃金審議会
第3回 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和7年10月7日 13時17分～15時22分		
開催場所	高松サンポート合同庁舎北館 702 会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席2人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について（金額審議）		
議事要旨	1 金額審議について 労働者側：最終提示額 1,163 円（71 円引上げ） 使用者側：最終提示額 1,142 円（50 円引上げ） 公益委員より、公益案：時間額 1,158 円（指定日発効 令和7年12月15日）を提示したところ、異議なく全会一致で合意に至ったため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、香川労働局長あて答申された。		